

○国立大学法人弘前大学安全保障輸出管理規程

(平成 23 年 4 月 20 日規程第 52 号)

改正 平成 24 年 5 月 16 日規程第 71 号 平成 25 年 4 月 19 日規程第 62 号
平成 26 年 3 月 28 日規程第 45 号 平成 27 年 9 月 14 日規程第 250 号
平成 27 年 9 月 14 日規程第 266 号 平成 28 年 3 月 18 日規程第 71 号
平成 28 年 6 月 22 日規程第 163 号 平成 28 年 9 月 28 日規程第 207 号
平成 30 年 3 月 16 日規程第 47 号 平成 30 年 3 月 16 日規程第 48 号
平成 30 年 3 月 16 日規程第 61 号 平成 31 年 3 月 27 日規程第 59 号

(目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人弘前大学(以下「本学」という。)における安全保障輸出の適切な管理について必要な事項を定め、もって国際的な安全の維持及び学術研究の健全な発展に寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、本学において行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に適用する。

(定義)

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員等 本学の役員及び職員をいう。
- (2) 外為法等 外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。)及び当該法律に基づく命令、通達等をいう。
- (3) 居住者 外為法第 6 条第 1 項第 5 号に定める者をいう。
- (4) 非居住者 外為法第 6 条第 1 項第 6 号に定める者をいう。
- (5) 技術の提供 外国における技術の提供若しくはこれを目的として行う特定記録媒体等の輸出若しくは電気通信による情報の送信又は非居住者への技術の提供(非居住者へ再提供されることが明らかな居住者への技術の提供を含む。)をいい、情報交換に伴うものを含む。
- (6) 貨物の輸出 外国を仕向地として貨物を送付すること(貨物の国内における送付で、外国を仕向地として送付されることが明らかなものを含む。)をいう。
- (7) 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (8) 部局 事務局各部並びに人文社会科学部、教育学部及び農学生命科学部並びに大学院医学研究科、保健学研究科、理工学研究科及び地域社会研究科並びに各研究所並びに附属図書館、医学部附属病院、各学内共同教育研究施設、各本部、各機構、法人内部監査室、男女共同参画推進室及び学長戦略室をいう。
- (9) リスト規制技術 外国為替令(昭和 55 年政令第 260 号。以下「外為令」という。)別表の 1 の項から 15 の項までに定める技術をいう。

- (10) リスト規制貨物 輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。)別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。
- (11) 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制等に該当するか否かを判定することをいう。
- (12) 取引審査 該非判定の内容のほか、取引の相手先又は相手先における用途の内容を踏まえ、本学として当該取引を行うか否かを判断することをいう。
- (13) 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらを散布するための装置又はこれらを運搬することのできるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (14) 通常兵器 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(大量破壊兵器等に該当するものを除く。)をいう。
- (15) 開発等 開発、製造、使用又は貯蔵を行うことをいう。

(基本方針)

第4条 本学における安全保障輸出管理(以下「輸出管理」という。)の基本方針は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される取引は行わないこと。
- (2) 取引に当たっては、外為法等及びこの規程を遵守すること。
- (3) 輸出管理を適切に実施するため、輸出管理の責任者を定めるとともに、輸出管理に係る体制の整備及び充実を図ること。

(安全保障輸出管理最高責任者)

第5条 前条の基本方針に基づき、輸出管理に係る業務を適正かつ円滑に実施するため、本学に安全保障輸出管理最高責任者(以下「最高責任者」という。)を置き、学長をもって充てる。

(安全保障輸出管理統括責任者)

第6条 本学に、最高責任者の下で、輸出管理に係る業務を統括するため、安全保障輸出管理統括責任者(以下「統括責任者」という。)を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 統括責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) この規程の制定及び改廃に関する業務
- (2) この規程に基づく運用、手続等の策定及び改廃に関する業務
- (3) 事前確認(二次確認)、該非判定及び取引審査(二次審査)の承認並びに記録の保存に関する業務
- (4) 全学的な輸出管理業務の統括及び全学の徹底事項の指示、連絡、要請等に関する業務
- (5) 輸出管理業務の監査に関する業務

- (6) 輸出管理の教育に関する業務
- (7) 経済産業省への輸出管理業務に係る相談及び許可申請に関する業務
(安全保障輸出管理責任者)

第7条 輸出管理業務を適切に実施するため、研究・イノベーション推進機構及び国際連携本部に安全保障輸出管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置き、研究・イノベーション推進機構リスクマネジメント部門長及び国際連携本部長をもって充てる。

- 2 研究・イノベーション推進機構の安全保障輸出管理責任者は、安全保障輸出管理統括責任者の指示に基づき、この規程の遵守の確保及び研究・産学連携に係る輸出管理の適切な実施に関する業務を行う。
- 3 国際連携本部の安全保障輸出管理責任者は、安全保障輸出管理統括責任者の指示に基づき、この規程の遵守の確保及び学生等の国際交流に係る輸出管理の適切な実施に関する業務を行う。
- 4 管理責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 事前確認(一次確認)、該非判定及び取引審査(一次審査)並びに記録の保存に関する業務
 - (2) 統括責任者の指示、連絡、要請等の周知徹底に関する業務
 - (3) 輸出管理手続業務の推進に関する業務
 - (4) 輸出管理の教育に関する業務
 - (5) 輸出管理手続業務に係る本学の職員等からの相談に関する業務
(部局安全保障輸出管理責任者)

第7条の2 各部局に、部局における輸出管理に関する業務を行うため、部局安全保障輸出管理責任者(以下「部局管理責任者」という。)を置き、各部局の長をもって充てる。

- 2 部局管理責任者は、当該部局における事前確認シートの承認、管理責任者への定期的な報告、その他部局の輸出管理に関し必要な業務を行う。
(部局安全保障輸出管理アドバイザー)

第7条の3 部局に、必要に応じて部局管理責任者の業務を補佐する部局安全保障輸出管理アドバイザー(以下「部局管理アドバイザー」という。)を置くこととし、各部局の長が指名する者をもって充てる。

- 2 部局管理アドバイザーは、部局管理責任者を補佐し、当該部局における相談窓口としての業務を行う。
(事前確認)

第8条 職員等は、次のいずれかに該当する場合には、事前確認を行うものとする。

- (1) 非居住者に対する研究施設の案内及び本邦の内外において技術の提供を行う場合
- (2) 本邦へ入国後6月を経過していない外国人留学生又は外国人研究者に対して、公知となっていないリスト規制技術の情報等を用いて授業・研究指導を行う場合

- (3) 本邦の内外で非居住者と打ち合わせ又は会議を行う場合
- (4) 海外の大学，研究機関又は企業と研究協定等を締結する場合
- (5) 非居住者又は本邦外に滞在する居住者に宛てた電子メール，ファクシミリ等に資料，図面，データ若しくはプログラムを記載し，又は添付して送信する場合
- (6) 研究等に必要な機器の発注に際して海外の企業等に対し仕様書，図面，データ等を送付する場合
- (7) 技術の提供を目的に技術を海外に持ち出す場合
- (8) 研究等に必要な測定器等の機器，研究材料等を貨物として輸出し，又は手荷物として国外に持ち出す場合
- (9) 外国人留学生又は外国人研究者を受け入れる場合

2 前項の事前確認は，次の方法により行うものとする。

- (1) 技術の提供又は貨物の輸出(以下「輸出等」という。)を行おうとする本学の職員等は，別紙1又は別紙2のチェックシート(以下「チェックシート」という。)により事前確認，第9条に掲げる用途確認及び第10条に掲げる需要者確認を行い，部局管理責任者へ提出する。
- (2) 部局管理責任者は，前号のチェックシートの提出があった場合は，その内容について確認し，確認結果を研究・産学連携に関する輸出等にあつては研究・イノベーション推進機構の管理責任者へ，学生等の国際交流に関する輸出等にあつては国際連携本部の管理責任者に提出する。ただし，外為法等により経済産業大臣の許可を要しない場合については，管理責任者への提出を不要とし，部局管理責任者が最終決定を行い，その結果を当該職員に通知する。

この場合において，部局管理責任者は，別に定める方法により管理責任者へ定期的に報告するものとする。

- (3) 管理責任者は，前号の確認結果の提出があった場合は，その内容について確認し，確認結果を統括責任者へ提出する。
- (4) 統括責任者は，前号の確認結果の提出があった場合は，その内容について確認の最終決定を行い，その結果を当該職員等に通知する。

(用途確認)

第9条 前条第1項の規定に該当する輸出等を行おうとする職員等は，大量破壊兵器等の開発又は通常兵器の開発に用いられるおそれがあるか否かを確認しなければならない。

(需要者等確認)

第10条 第8条第1項の規定に該当する輸出等を行おうとする職員等は，当該輸出の相手先，当該需要者等について次の各号に該当するか否かを，確認しなければならない。

- (1) 経済産業省が作成する外国ユーザーリストに記載されていること。
- (2) 大量破壊兵器等の開発等を行う，又は行ったことが入手した資料等に記載されていること，又はその情報があること。

(該非判定及び取引審査)

第 11 条 職員等は、次の各号に該当する場合には、別紙 3 の調査票(以下「審査票」という。)を作成の上、研究・産学連携に関する輸出等に当たっては研究・イノベーション推進機構の管理責任者へ、学生等の国際交流に関する輸出等に当たっては国際連携本部の管理責任者へ提出し、一次審査を受けなければならない。

(1) 第 8 条に規定する事前確認の結果、該非判定・取引審査の手続きを要するとされた場合

(2) 輸出等が大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれがあるとして経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知を受けた場合

(3) 第 8 条に規定する事前確認の結果、不明又は疑義がある場合

2 管理責任者は、前項の審査票の提出があった場合は、一次審査を行った後、統括責任者に対して、二次審査を申請するものとする。

3 統括責任者は、前項の申請があった場合は、その申請内容について二次審査を行い、取引を行うか否かの承認の最終判断を行うとともに、その結果を当該職員等に通知する。この場合において、統括責任者による承認の最終判断ができないときは、最高責任者の判断によるものとする。

4 審査票には、輸出等に係る仕向地、技術等の名称、当該技術等の需要者、その用途、取引経路等を記載の上、前 2 項の審査に必要な資料を添付するものとする。

5 審査票を作成する場合は、取引の内容を事実即して正確に記入しなければならない。

6 国内における取引であっても、輸出等が行われることが明らかな場合には、第 1 項の手続を行うものとする。

7 職員等は、統括責任者の承認を得ることなく、当該輸出又は取引を進めてはならない。

8 職員等は第 2 項及び第 3 項の該非判定・取引審査により承認が得られた取引において、輸出等の仕様に変更又は追加が生じた場合は、改めて第 2 項に規定する申請を行うものとする。

9 職員等は第 2 項及び第 3 項の該非判定・取引審査が終了した場合であっても、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられること、又はそのおそれがあることを知ったときは、遅滞なく統括責任者に報告するものとする。

(外為法等に基づく許可の申請等)

第 12 条 職員等は、前条第 3 項に基づく承認が行われた場合は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な輸出等について、所定の申請書及び添付書類を作成し、統括責任者に提出するものとする。

2 統括責任者は、内容を確認の上、経済産業大臣に対し申請許可を行うものとする。

3 職員等は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な輸出等については、経済産業大臣の許可を得ない限り当該輸出等を行ってはならない。

(技術の提供管理)

第13条 職員等は、技術の提供を行う場合は、第8条から第11条までに定める手続が終了したこと、及び技術の内容に変更がないことを確認しなければならない。この場合において、外為法に基づく経済産業大臣の許可が必要な技術の提供を行うときは、当該許可を得ていることを併せて確認しなければならない。

2 職員等は、前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。この場合において、職員等は、統括責任者に当該確認ができないことを報告しなければならない。

(貨物の輸出管理)

第14条 職員等は、貨物の輸出を行う場合は、第8条から第11条までに定める手続が終了したこと、及び当該輸出に係る貨物(自ら海外に持ち出す手荷物を含む。)が当該輸出の手続に係る書類の記載内容と同一のものであることを確認しなければならない。この場合において、外為法に基づく経済産業大臣の許可が必要な貨物の輸出を行うときは、当該許可を得ていることを併せて確認しなければならない。

2 職員等は、貨物の輸出を行う場合に、前項の確認ができない場合は、直ちに当該輸出を取りやめ、統括責任者にその旨を報告しなければならない。

3 職員等は、貨物の輸出を行う場合に通関時において事故が発生したときは、直ちに当該輸出の手続きを取りやめ、統括責任者にその旨を報告しなければならない。

4 統括責任者は、前項の報告があった場合は、管理責任者等と協議の上、適切な措置を講じるものとする。

(監査)

第15条 統括責任者は、本学における輸出管理が、外為法等及びこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、輸出管理業務の監査を定期的に行うものとする。

(教育)

第16条 統括責任者及び管理責任者は、外為法等及びこの規程に基づく定め の遵守について理解させるとともに、その確実な実施を図るため、職員等が主として教育・研究指導を行う学生等に対し、輸出管理の教育を計画的に行うものとする。

(文書管理及び記録媒体の保存)

第17条 輸出等の手続に必要な書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。

2 規制技術等の輸出等に係る文書及びその電磁的記録媒体は、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、少なくとも7年間保管しなければならない。

(報告)

第18条 職員等は、外為法等又はこの規程に対する違反又は違反のおそれがあることを知った場合は、速やかに統括責任者にその旨を報告しなければならない。

2 統括責任者は、前項の通報があった場合は、当該通報の内容を調査し、外為法等又はこの規程に基づく定めに違反している事実が判明したときは、遅滞なく最高責任者にその旨を報告しなければならない。

3 最高責任者は、前項の報告があった場合は、学内の関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。

(懲戒)

第19条 故意又は重大な過失によりこの規程に違反した職員等は、国立大学法人弘前大学職員就業規則(平成16年規則第5号)その他適用される就業規則の規定に基づく懲戒の対象とする。

(事務)

第20条 輸出管理に関する事務は、研究推進部研究推進課において行う。

(その他)

第21条 この規程に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月20日から施行する。

附 則(平成24年5月16日規程第71号)

この規程は、平成24年5月16日から施行する。

附 則(平成25年4月19日規程第62号)

この規程は、平成25年4月19日から施行し、改正後の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成26年3月28日規程第45号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月14日規程第250号)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成27年9月14日規程第266号)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成28年3月18日規程第71号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月22日規程第163号)

この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 9 月 28 日規程第 207 号)

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 16 日規程第 47 号)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 16 日規程第 48 号)

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日において、現に第 8 条の規定に基づき実施中の事前確認については、改正後の同条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則(平成 30 年 3 月 16 日規程第 61 号)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 27 日規程第 59 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別紙 1 (取扱注意)

安全保障輸出管理事前チェックシート [技術提供・貨物輸送用]

[別紙参照]

別紙 2 (取扱注意)

安全保障輸出管理事前チェックシート [外国人(留学生, 研究者)受入用]

[別紙参照]

別紙 3 (取扱注意)

該非判定・取引審査票

[別紙参照]

3	<p>提供又は輸出しようとする技術・貨物は、外為法上、規制の対象のものか。</p> <p>*リスト規制→貨物の輸出／技術の提供（輸出令・別表第1／外国為替令・別表）</p> <p>*キャッチオール規制→補完的輸出規制対象品目表（輸出令別表第1の16項（2））</p> <p>（注：貴金属、支払手段、証券又はその他債権を化体する証書、木材、食料品等の一部を除くほとんど全ての貨物が規制の対象となっています。また、それらの貨物の「設計」「製造」「使用」に関する技術も規制対象となっています。）</p> <p>【参照】経済産業省安全保障貿易管理HP「貨物・技術のマトリクス表」を参照してください。</p>	<input type="checkbox"/> はい 該当する項番 〔 〕 <input type="checkbox"/> はい 該当する品目分類 〔 〕	<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> いいえ
4	<p>相手先が、経済産業省により大量破壊兵器等の開発等に関与している懸念がある企業・機関として公表・提供された外国ユーザーリストに掲載されている企業・機関であるか。</p> <p>外国ユーザーリストに掲載されている企業が属している国・地域</p> <p>〔 最新情報を記入 〕</p> <p>上記以外の国の企業等の場合はリストをチェックするまでもなく「いいえ」となります。</p> <p>【参照】経済産業省安全保障貿易管理HP「外国ユーザーリスト」を参照してください。</p>	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
5	<p>相手先が、「国連武器禁輸国・地域」であるか。</p> <p>国連武器禁輸国・地域</p> <p>〔 最新情報を記入 〕</p> <p>【参照】経済産業省安全保障貿易管理HP「国連武器禁輸国・地域」を参照してください。</p>	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
6	<p>以下のいずれかに該当するか。</p> <p>① 入手した書類において、兵器等の開発に用いられる、又は用いられる疑いがある。又は、相手先が、兵器等の開発、製造、貯蔵を行っていることが記載、記録されている。</p> <p>② 入手した書類において、核燃料物質、核融合、原子炉に用いられる、又は用いられる疑いが記録・記載されている。</p> <p>③ 相手先は外国の軍又は警察である。又は入手した書類において、これらの委託を受けて、化学物質・微生物・毒素の開発等、宇宙に関する研究に用いられる、又は用いられる疑いがある。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> いいえ

部局等確認欄			
<p>上記、事前確認の内容を確認する。</p> <p><input type="checkbox"/> 取引可 ※例外規定に該当する場合は部局等確認のみで最終決定</p> <p><input type="checkbox"/> 一次確認及び二次確認を要する。</p> <p><input type="checkbox"/> 不明・疑義</p> <p>理由： _____</p>		部局輸出管理 責任者	部局輸出管理 アドバイザー
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		事前確認NO.	

一次確認欄		
<p>上記、事前確認の内容を確認する。</p> <p><input type="checkbox"/> 取引可</p> <p><input type="checkbox"/> 該非判定、取引審査の手續を要する。</p> <p><input type="checkbox"/> 不明・疑義</p> <p>理由： _____</p>		輸出管理 責任者
		年 月 日
		輸出管理 事務担当者
		年 月 日
		事前確認NO.

二次確認欄	
<p>上記、事前確認の内容を確認する。</p> <p><input type="checkbox"/> 取引可</p> <p><input type="checkbox"/> 該非判定、取引審査の手續を要する。 [取引審査申請書は研究推進部研究推進課（内線3906、3908）に提出。]</p>	
輸出管理統括 責任者	
年 月 日	
事前確認NO.	

<p>3 提供しようとする技術は、外為法上、規制の対象のものか。</p> <p>*リスト規制→貨物の輸出／技術の提供（輸出令・別表第1／外国為替令・別表）</p> <p>*キャッチオール規制→補完的輸出規制対象品目表（輸出令別表第1の16項（2））</p> <p>（注：貴金属、支払手段、証券又はその他債権を化体する証書、木材、食料品等の一部を除くほとんど全ての貨物が規制の対象となっています。また、それらの貨物の「設計」「製造」「使用」に関する技術も規制対象となっています。）</p> <p>【参照】経済産業省安全保障貿易管理HP「貨物・術のマトリクス表」を参照してください。</p>	<input type="checkbox"/> はい 該当する項番 〔 〕 <input type="checkbox"/> はい 該当する品目分類 〔 〕	<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> いいえ
<p>4 受け入れ人物は、外国ユーザーリストに掲載されている企業・機関に所属する者（過去に所属していた者も含む）であるか。又は、懸念国若しくは国連武器禁輸国・地域出身者である。</p> <p>外国ユーザーリストに掲載されている企業が属している国・地域</p> <p>〔 (最新情報を記入) 〕</p> <p>国連武器禁輸国・地域</p> <p>〔 (最新情報を記入) 〕</p> <p>上記以外の国の場合はリストをチェックするまでもなく「いいえ」となります。</p> <p>【参照】経済産業省安全保障貿易管理HP「外国ユーザーリスト」, 「国連武器禁輸国・地域」を参照してください。</p>	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
<p>5 以下のいずれかに該当するか。</p> <p>① 受け入れ人物が、将来本国に帰国し、軍事関連部門や軍需企業に就職することを今までの連絡から知っているか。</p> <p>② 入手した書類において、兵器等の開発に用いられる、又は用いられる疑いがある。又は、相手先が、兵器等の開発、製造、貯蔵を行っていることが記載、記録されている。</p> <p>③ 入手した書類において、核燃料物質、核融合、原子炉に用いられる、又は用いられる疑いが記録・記載されている。</p> <p>④ 相手方は外国の軍又は警察である。又は入手した書類において、これらの委託を受けて、化学物質・微生物・毒素の開発等、宇宙に関する研究に用いられる、又は用いられる疑いがある。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> いいえ

部局等確認欄			
<p>上記、事前確認の内容を確認する。</p> <p><input type="checkbox"/> 取引可 ※例外規定に該当する場合は部局等確認のみで最終決定</p> <p><input type="checkbox"/> 一次確認及び二次確認を要する。</p> <p><input type="checkbox"/> 不明・疑義</p> <p>理由： _____</p>	部局輸出管理 責任者	部局輸出管理 アドバイザー	部局輸出管理 事務担当者
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	㊟	㊟	㊟
事前確認NO. _____			

一次確認欄		
<p>上記、事前確認の内容を確認する。</p> <p><input type="checkbox"/> 取引可</p> <p><input type="checkbox"/> 該非判定、取引審査の手續を要する。</p> <p><input type="checkbox"/> 不明・疑義</p> <p>理由： _____</p>	輸出管理 責任者	輸出管理 事務担当者
	年 月 日	年 月 日
	㊟	㊟
事前確認NO. _____		

二次確認欄	
<p>上記、事前確認の内容を確認する。</p> <p><input type="checkbox"/> 取引可</p> <p><input type="checkbox"/> 該非判定、取引審査の手續を要する。</p> <p>〔取引審査申請書を研究推進部研究推進課（内線3906, 3908）に提出。〕</p>	<p>輸出管理統括 責任者</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>
事前確認NO. _____	

対 価

無償 有償 (円)

1. リスト規制に該当する貨物・技術かのチェック（該非判定・確認）

①提供しようとする技術又は貨物がリスト規制に該当するかを確認して下さい。

…技術：外為令別表の1～15の項、貨物：輸出令別表第1の1～15の項に掲載されている技術または貨物に該当するか確認した上で、貨物等省令に定める仕様等に該当するかをチェックして下さい。

【参照】経済産業省安全保障貿易管理HP（<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>）の下記を参照して下さい。

*リスト規制→貨物の輸出/技術の提供（輸出令・別表第1/外国為替令・別表）、または許可申請手続→該非を判断するための参考分類（羅針盤）

②貨物の輸出・技術の提供どちらか（両方に該当する場合には両方）の項目にチェックを入れ、確認した該当項番及び中欄の括弧の番号等の必要事項をご記入下さい(ex. ○項○号ホ(一)(二))。

技術の提供 : 1 ページの「取引行為」で「技術の提供」をチェックした場合

技術の名称		①	②	③	④	
概要・仕様等 具体的内容						
技術の分類		<input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> その他 ()	
申請者の該非確認結果	【該当】	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当	
	外為令別表項番	(1) 項 号 (2) 項 号 (3) 項 号 (4) 項 号	(1) 項 号 (2) 項 号 (3) 項 号 (4) 項 号	(1) 項 号 (2) 項 号 (3) 項 号 (4) 項 号	(1) 項 号 (2) 項 号 (3) 項 号 (4) 項 号	
	貨物等省令	(1) 条 項 号 (2) 条 項 号 (3) 条 項 号 (4) 条 項 号	(1) 条 項 号 (2) 条 項 号 (3) 条 項 号 (4) 条 項 号	(1) 条 項 号 (2) 条 項 号 (3) 条 項 号 (4) 条 項 号	(1) 条 項 号 (2) 条 項 号 (3) 条 項 号 (4) 条 項 号	
	【非該当】	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 非該当	
	非該当とした理由	<input type="checkbox"/> 当該貨物が、外為令別表の1から15までの項のいずれにも記載されていない。 <input type="checkbox"/> 別表には該当するが、省令の定める仕様に該当しない。 <input type="checkbox"/> その他 (以下に理由記載) ()	<input type="checkbox"/> 当該貨物が、外為令別表の1から15までの項のいずれにも記載されていない。 <input type="checkbox"/> 別表には該当するが、省令の定める仕様に該当しない。 <input type="checkbox"/> その他 (以下に理由記載) ()	<input type="checkbox"/> 当該貨物が、外為令別表の1から15までの項のいずれにも記載されていない。 <input type="checkbox"/> 別表には該当するが、省令の定める仕様に該当しない。 <input type="checkbox"/> その他 (以下に理由記載) ()	<input type="checkbox"/> 当該貨物が、外為令別表の1から15までの項のいずれにも記載されていない。 <input type="checkbox"/> 別表には該当するが、省令の定める仕様に該当しない。 <input type="checkbox"/> その他 (以下に理由記載) ()	
【不明】	<input type="checkbox"/> 不明・疑義	<input type="checkbox"/> 不明・疑義	<input type="checkbox"/> 不明・疑義	<input type="checkbox"/> 不明・疑義		
確認の根拠	<input type="checkbox"/> メーカーの該非判定書 <input type="checkbox"/> 項目別対比表 <input type="checkbox"/> カタログ・仕様書 <input type="checkbox"/> 技術資料 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> メーカーの該非判定書 <input type="checkbox"/> 項目別対比表 <input type="checkbox"/> カタログ・仕様書 <input type="checkbox"/> 技術資料 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> メーカーの該非判定書 <input type="checkbox"/> 項目別対比表 <input type="checkbox"/> カタログ・仕様書 <input type="checkbox"/> 技術資料 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> メーカーの該非判定書 <input type="checkbox"/> 項目別対比表 <input type="checkbox"/> カタログ・仕様書 <input type="checkbox"/> 技術資料 <input type="checkbox"/> その他 ()		
関連する貨物の該非確認	<input type="checkbox"/> 該当		<input type="checkbox"/> 該当		<input type="checkbox"/> 該当	
	輸出令別表第1	(1) 項 号 (2) 項 号 (3) 項 号 (4) 項 号	輸出令別表第1	(1) 項 号 (2) 項 号 (3) 項 号 (4) 項 号	輸出令別表第1	(1) 項 号 (2) 項 号 (3) 項 号 (4) 項 号
	貨物等省令	(1) 条 項 号 (2) 条 項 号 (3) 条 項 号 (4) 条 項 号	貨物等省令	(1) 条 項 号 (2) 条 項 号 (3) 条 項 号 (4) 条 項 号	貨物等省令	(1) 条 項 号 (2) 条 項 号 (3) 条 項 号 (4) 条 項 号
<input type="checkbox"/> 非該当		<input type="checkbox"/> 非該当		<input type="checkbox"/> 非該当		

*チェックした書類の写しを添付してください

*貨物の設計・製造・使用に係る場合のみ記載

貨物の輸出 : 1 ページの「取引行為」で「貨物の輸出」をチェックした場合

貨物の名称	①	②	③	④	
貨物の型・等級					
数量 (単位)	()	()	()	()	
価 額	¥	¥	¥	¥	
概要・仕様等 具体的内容					
申請者の該非確認結果	【該当】	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当
	輸出令別表第1項番	(1) 項 号 (2) 項 号 (3) 項 号 (4) 項 号	(1) 項 号 (2) 項 号 (3) 項 号 (4) 項 号	(1) 項 号 (2) 項 号 (3) 項 号 (4) 項 号	(1) 項 号 (2) 項 号 (3) 項 号 (4) 項 号
	貨物等省令	(1) 条 項 号 (2) 条 項 号 (3) 条 項 号 (4) 条 項 号	(1) 条 項 号 (2) 条 項 号 (3) 条 項 号 (4) 条 項 号	(1) 条 項 号 (2) 条 項 号 (3) 条 項 号 (4) 条 項 号	(1) 条 項 号 (2) 条 項 号 (3) 条 項 号 (4) 条 項 号
	【非該当】	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 非該当
	非該当とした理由	<input type="checkbox"/> 当該貨物が、輸出令別表第1の1から15までの項のいずれにも記載されていない。 <input type="checkbox"/> 別表には該当するが、省令の定める仕様に該当しない。 <input type="checkbox"/> その他 (以下に理由記載) ()	<input type="checkbox"/> 当該貨物が、輸出令別表第1の1から15までの項のいずれにも記載されていない。 <input type="checkbox"/> 別表には該当するが、省令の定める仕様に該当しない。 <input type="checkbox"/> その他 (以下に理由記載) ()	<input type="checkbox"/> 当該貨物が、輸出令別表第1の1から15までの項のいずれにも記載されていない。 <input type="checkbox"/> 別表には該当するが、省令の定める仕様に該当しない。 <input type="checkbox"/> その他 (以下に理由記載) ()	<input type="checkbox"/> 当該貨物が、輸出令別表第1の1から15までの項のいずれにも記載されていない。 <input type="checkbox"/> 別表には該当するが、省令の定める仕様に該当しない。 <input type="checkbox"/> その他 (以下に理由記載) ()
【不明】	<input type="checkbox"/> 不明・疑義	<input type="checkbox"/> 不明・疑義	<input type="checkbox"/> 不明・疑義	<input type="checkbox"/> 不明・疑義	
確認の根拠	<input type="checkbox"/> メーカーの該非判定書 <input type="checkbox"/> 項目別対比表 <input type="checkbox"/> カタログ・仕様書 <input type="checkbox"/> 技術資料 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> メーカーの該非判定書 <input type="checkbox"/> 項目別対比表 <input type="checkbox"/> カタログ・仕様書 <input type="checkbox"/> 技術資料 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> メーカーの該非判定書 <input type="checkbox"/> 項目別対比表 <input type="checkbox"/> カタログ・仕様書 <input type="checkbox"/> 技術資料 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> メーカーの該非判定書 <input type="checkbox"/> 項目別対比表 <input type="checkbox"/> カタログ・仕様書 <input type="checkbox"/> 技術資料 <input type="checkbox"/> その他 ()	

*チェックした書類の写しを添付してください

2. 相手先のチェック

(1) 大量破壊兵器補完的輸出規制（大量破壊兵器キャッチオール規制）の観点からの相手先チェック

①	取引の相手方はホワイト国ですか。 (注：ホワイト国＝輸出令別表第3に掲げる国：アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、アメリカの合計26ヶ国に含まれるかを確認して下さい。)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
②	相手先が経済産業省により大量破壊兵器等の開発等に関与している懸念がある企業・機関として公表・提供された外国ユーザーリストに掲載されていますか。 (注：外国ユーザーリストに掲載されている企業等が属している国・地域は、イスラエル、イラン、インド、北朝鮮、シリア、台湾、中国、パキスタン、アフガニスタンの9カ国・地域のみであり、それ以外の国・地域の企業等の場合はリストをチェックするまでもなく「いいえ」となります。) 【参照】経済産業省安全保障貿易管理HP (http://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html) の下記を参照して下さい。 *キャッチオール規制→外国ユーザーリスト	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
③	相手先が以下に掲げる行為を過去に行っていたことがある、又は現在行っている、又は将来行うだろうことが、取引に関する契約書若しくは入手したパンフレット又は最終製品のカタログ及びその他の取引を行おうとする者が入手した文書・図画若しくは電磁的記録媒体に記載・記録されていますか、また、輸入者から連絡を受けましたか。		
	核兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	軍用の化学製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	軍用の細菌製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	300 km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	300 km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

(2) 通常兵器補完的輸出規制（通常兵器キャッチオール規制）の観点からの相手先のチェック

①	取引の相手方は国連武器禁輸国・地域ですか。 (注：アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、イラク、リビア、北朝鮮、シエラレオネ、ソマリア、スーダンに含まれるかを確認して下さい。)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
---	--	-----------------------------	------------------------------

3. 用途のチェック

(1) 大量破壊兵器等補完的規制（大量破壊兵器キャッチオール規制）の観点からの用途のチェック

①	提供技術又は輸出貨物が以下の用途に用いられることを知っていますか。又は、以下の用途に用いられることが取引に関する契約書又は入手した文書・記録媒体に記載、記録されていますか。また、輸入者から連絡を受けましたか。			
	核兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
	軍用の化学製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
	軍用の細菌製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
	軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
	300 km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
	300 km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
	別 表 行 為	①核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用若しくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
		②核融合に関する研究	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
		③原子炉又はその部分品若しくは附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
		④重水の製造	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
		⑤核燃料物質の加工	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
		⑥核燃料物質の再処理	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
		⑦以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの、又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
		a 化学物質の開発若しくは製造	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	b 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用若しくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
c ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ		
d 宇宙に関する研究	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ		

②	以下の項目をチェックし、大量破壊兵器等の開発に用いられないことが「明らか」と判断できるかどうか確認して下さい。なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、「-」をチェックして下さい。				
	【明らかガイドライン】				
	貨物等の用途・仕様	①輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> -
		②需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> -
	貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件	③当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> -
		④当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> -
		⑤当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> -
	貨物等の関連設備・装置等の条件・態様	⑥当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> -
		⑦異常に大量のスベアパーツ等の要求がない。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> -
		⑧通常必要とされる関連装置の要求がある。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> -
	表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様	⑨輸送時における表示、船積みについての特別な要請がない。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> -
		⑩製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> -
		⑪輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> -
	貨物等の支払対価等・保証等の条件	⑫当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> -
		⑬通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> -
据付等の辞退や秘密保持等の態様	⑭据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> -	
	⑮最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> -	
外国ユーザーリスト掲載企業・組織	⑯外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（「懸念品目リスト」等を参照のこと）が一致しない。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> -	
その他	⑰その他需要者が取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して明確な説明がない等の取引上の不審点がない。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> -	
③	輸出する貨物が「懸念品目リスト」に該当していますか。若しくは、提供する技術が「懸念品目リスト」に該当する貨物に関する技術に該当していますか。…「懸念品目リスト」は経済産業省安全保障貿易管理HP (http://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html) の下記を参照して下さい。 *キャッチオール規制→大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物 (備考) 経済産業省は、リスト規制の対象貨物以外の貨物のうち大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれが強い貨物として「懸念品目リスト」40品目を例示し、これら貨物の輸出・技術提供について特に慎重な審査を求めています（もちろん懸念品目リストに掲載されていない貨物についてもキャッチオール規制の対象であることに変わりはありませんので、当該貨物等や需要者について大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれがあるとの情報を輸出者が入手した場合には、輸出許可申請が必要となりますのでご注意ください）。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ		

(2) 通常兵器補完的輸出規制（通常兵器キャッチオール規制）の観点からの用途のチェック

①	以下の用途に用いられることを知っていますか。又は、以下の用途に用いられることが貨物の輸出に関する契約書又は入手した文書・記録媒体に記載、記録されていますか。また、輸入者から連絡を受けましたか。		
	通常兵器（輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く））の開発、製造又は使用	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

①が「はい」の場合は以下をチェック ←

用途要件の除外	①当該輸出貨物又は技術を用いて開発等される別表（※下記参照）に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者等が同表に掲げる貨物がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	(※) 別表： 一 鉄砲若しくはこれに用いる銃砲弾（発光又は発煙のために用いるものを含む。）のうち次に掲げるもの又はこれらの部分品 1 空気銃、散弾銃、ライフル銃若しくは火縄式鉄砲又はこれらのものに用いる銃砲弾 2 救命銃、もり銃若しくはリベット銃その他これらに類する産業用銃又はこれらのものに用いる銃砲弾 二 産業用の発破器 三 産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品		
	②日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づき、自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に対して貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	③自衛隊法に基づく在外邦人等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	④自衛隊法に基づく国賓等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	⑤国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	⑥国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく国際平和協力業務の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	⑦テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法に基づく補給支援活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	⑧イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく対応措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

